

中央会創立70周年記念 中小企業団体 全道大会

日時 令和7年8月6日(水)

午後1時30分

場所 札幌ガーデンパレス「丹頂」



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会

Hokkaido Federation of Small Business Associations

大会次第

- | | | | |
|-------|---|---|--|
| 1 | 開 | 会 | |
| <hr/> | | | |
| 2 | 主 | 催 | 者 挨 拶 |
| <hr/> | | | |
| 3 | 来 | 賓 | 祝 辞 |
| <hr/> | | | |
| 4 | 来 | 賓 | 紹 介 |
| <hr/> | | | |
| 5 | 表 | 彰 | 北海道経済産業局長表彰
北海道産業貢献賞
全国中小企業団体中央会会長表彰
北海道中小企業団体中央会会長表彰 |
| <hr/> | | | |
| 6 | 祝 | 電 | 披 露 |
| <hr/> | | | |
| 7 | 政 | 党 | 代表 挨 拶 |
| <hr/> | | | |
| 8 | 議 | 長 | 選 任 |
| <hr/> | | | |
| 9 | 議 | 事 | 前大会決議に関する要望活動状況報告
総合企画委員会経過報告
提出議案説明
議案採択
決議実行協議 |
| <hr/> | | | |
| 10 | 記 | 念 | 講 演 |
| | | 演 | 演題 『走り続ける力
～アスリートから企業家へ、挑戦の軌跡～』
講師 長野五輪 男子スピードスケート金メダリスト
有限会社 Shimizu
取締役 清水 宏 保 氏 |
| <hr/> | | | |
| 11 | 懇 | 親 | パーティー |
| <hr/> | | | |

後 援

経済産業省北海道経済産業局、厚生労働省北海道労働局、北海道、全国中小企業団体中央会、独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、北海道信用組合協会、北海道信用保証協会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業総合支援センター、北海道商店街振興組合連合会

(順不同)

北海道は、全国を上回るスピードで進む人口減少や少子高齢化に加え、広域分散型の地域構造の中で、札幌圏への過度な人口の集中と都市部への人口流出による急速な過疎化の進行により、地域社会や産業の担い手不足等を背景とした経済の縮小、インフラ整備の遅れや老朽化、住民サービスの低下など地域社会の活力の低下が顕在化してきている。

このような中、全国に比べ第2次産業の比率が低く、第3次産業の割合が高い内需依存型の産業構造は、円安により主要産業である観光など一部の業界に恩恵をもたらしているものの、大部分の事業者は、物価高騰によるコスト増加の影響を大きく受けるとともに、深刻な人手不足や後継者難から事業の継続を断念する動きも加速している。

本道の人口は、2050年には382万人まで減少する推計が示されており、未婚や晩婚などに伴う出生率の低下による自然減と、若者の首都圏への転出などの社会減による人口減少が招く事業者の活動基盤である地域社会の疲弊は、中小企業・小規模事業者の自助努力だけでは解決し得ない課題であり、安心して出産や育児ができる環境の整備や若者・女性・高齢者等が活躍できる環境づくり、本道へのU・Iターンなど移住・定住の促進、外国人材の受入促進と共生などの取組を地域一体となって推進することが求められる。

また、大規模な地震や津波、豪雨などの自然災害から道民の生命や財産を守り、社会経済機能を維持するためのインフラ整備の促進、地域を支える交通・物流機能の維持と強化も必要である。

一方、次世代半導体製造工場の立地、GX金融・資産運用特区指定に伴う投資の拡大など本道の魅力や優位性を活かす新たな産業の創出も動き出し、加えて本道の強みである豊富な食の販路拡大や雄大な自然を活かした観光、風力やバイオマスなどの地域資源を活用した再生エネルギーによる脱炭素化、時代に適応した社会経済のデジタル化など、既存産業の体質強化と新たな産業の創出と集積による経済の活性化が期待されている。

力強い地方創生の推進には、これまで社会経済や雇用の確保など地域の一翼を担ってきた中小企業・小規模事業者が、事業活動を継続できる環境を整えることが不可欠であることから、社会経済活動に大きな影響を及ぼす人口減少への抜本的な対策と、不安定な世界情勢の影響に対する対策に万全を期すとともに、交通ネットワークの確保・強化や物流機能の充実・強化、防災・減災対策を始めとする社会資本整備による強靱な社会基盤のもと、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりと、国内外の需要や人材を獲得する取組を推進し、本道の存在価値を高める地域経済の構築により、その利益が道内に還元される好循環の実現に向けて、特段のご配慮をお願いする。

目 次

I 地方創生の推進

- (1) 人口減少対策の推進 1
- (2) 防災・減災に資するインフラ整備の維持・推進 2
- (3) 地域交通機能の維持・強化 2
- (4) まちづくりの推進と中核的組織に対する支援の強化 3

II 物価高騰対策

- (1) エネルギー・原材料価格の高騰抑制に係る支援 4
- (2) 価格転嫁に関する支援 4

III 積極的な事業活動を支える環境整備

- 1. 人手不足・人材育成対策 5
- 2. 地域経済対策 8
- 3. 中小企業・小規模事業者対策 10
- 4. 官公需対策 13
- 5. 商店街対策 14

I 地方創生の推進

北海道は、全国を上回るスピードで進む人口減少や少子高齢化などにより、担い手不足を背景とした地域社会の活力の低下が懸念されている。

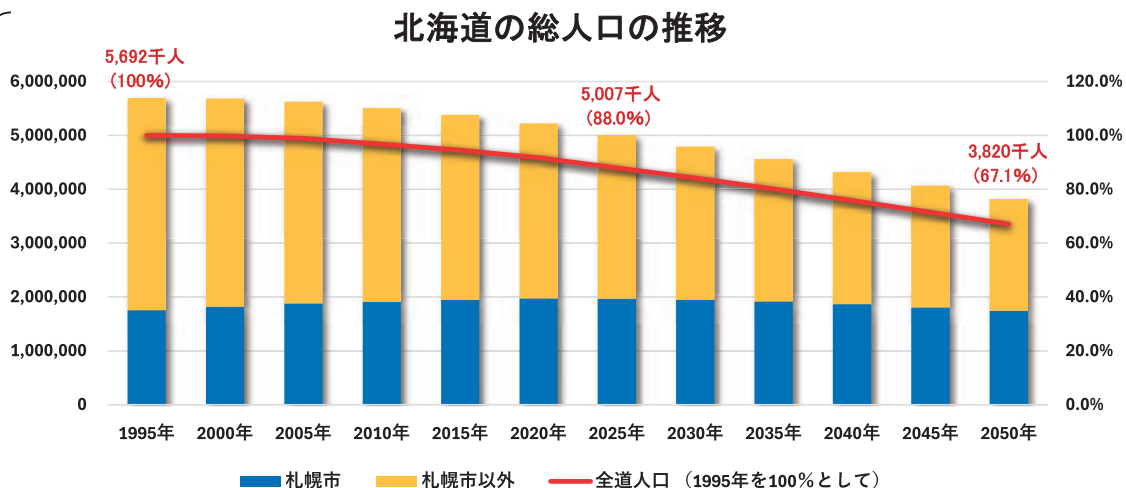
地方創生の推進は、地域の一翼を担ってきた中小企業・小規模事業者の持続的発展にとって不可欠であることから、人口減少への抜本的な対策と防災・減災インフラの整備促進、地域交通機能の維持・強化など力強い施策の推進を求めるものである。

(1) 人口減少対策の推進（国・道・市町村）【新規】

- 急速に進む人口減少と過疎化への抜本的対策
- 地域資源を活かした産業・観光の振興、外国人材の受入促進と共生
- 自治体、事業者、住民が連携する持続可能な地域づくり

北海道は、急速に進む人口減少と過疎化により、地域の産業や経済はもとより地域社会の活力の低下が懸念されることから、安心して出産し育児ができる環境の整備や若者・女性・高齢者等が働きやすく活躍できる環境づくり、地域資源を活かした観光振興や移住・定住の促進、外国人材の受入促進と地域の一員として安心して生活できるよう、地元自治体による積極的な相互理解支援や生活支援を実施するなど、人口減少への抜本的な対策を強化し、自治体・事業者・住民が一体となり連携する持続可能な地域づくりの推進を行うこと。

○ 参考（北海道総人口グラフ）



	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年
札幌市	1,757,025	1,822,368	1,880,863	1,913,545	1,952,356	1,973,395	1,970,144	1,949,619	1,916,129	1,868,252	1,809,025	1,745,608
札幌市以外	3,935,296	3,860,694	3,746,874	3,592,874	3,429,377	3,251,219	3,036,922	2,841,937	2,646,233	2,450,965	2,258,617	2,074,408
全道人口	100.0%	99.8%	98.9%	96.7%	94.5%	91.8%	88.0%	84.2%	80.2%	75.9%	71.5%	67.1%

* 1995年の5,692千人を100%とした場合、2025年では5,007千人の88.0%、2050年では3,820千人の67.1%まで減少すると推計されている。

出典：中央官編集（1995年～2020年までは国勢調査、2025年～2050年は「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」【国立社会保障・人口問題研究所】のデータによりグラフ化）

(2) 防災・減災に資するインフラ整備の維持・推進（国・道・市町村）

- 防災・減災による社会資本の計画的な維持・整備
- 災害時に住民に近い存在の商店街機能の活用

大規模地震や局地的豪雨などの自然災害とそれに起因した二次災害により、住民の生命や財産、地域の生活・産業基盤に甚大な被害が生じるなど、災害リスクが増大していることから、安全・安心な暮らしを支える防災・減災に向けた社会資本の計画的な整備・更新を行うこと。

また、地域住民に極めて近い存在である商店街の機能を活用し、防災体制強化や情報伝達機能の充実を図ることで、被害を最小限に抑える強靱な地域づくりを一層推進すること。

(3) 地域交通機能の維持・強化（国・道・市町村）【拡充】

- 住民や観光客の利便性を高めるシームレスな地域交通の確立
- 高規格道路の整備拡大に伴う道路交通機能の維持・強化
- 地方路線の維持強化と北海道新幹線延伸の1日も早い完成・開業

運転手不足や利用者の減少などにより、全道的にバス路線の縮小や減便が進み、日々の買物や通学・通院に支障を来すなど、生活環境の悪化を招いているため、地域交通の確保に向けて、デマンド交通や自動運転の導入を推進するとともに、地域住民のみならず観光客にとっても利便性の向上につながるシームレスな交通体系を形成すること。

また、道内の高規格道路は、物流の効率化、災害時の救援作業や物資輸送に加え、観光振興やドライバーの労働環境改善にも資する重要なインフラであるが、ミッシングリンクや未整備区間により、その機能を十分に発揮することができない状況となっているため、道路網の早期整備のほか、災害時の迅速な情報提供、早期の復旧工事など、道路交通機能の維持・強化を図ること。

さらに、JR 北海道の営業縮小や路線廃止は、住民生活の利便性と農産物の輸送機能の低下など貨物輸送にも大きな影響を及ぼし、地域の疲弊に拍車をかけることから、鉄道維持に向けた国の支援を確実に実行するほか、開業が2038年度末以降に大幅な遅れとなる見通しとなった「北海道新幹線札幌延伸」については、まちづくりや地域経済への影響が大きいことから、工期短縮に向けた徹底的な検討による1日も早い完成・開業を目指すこと。

○ 参考（都市間距離・移動時間が長い北海道）

北海道高速道路建設促進期成会によると、日本の国土総面積の約2割を占める北海道は、四国・九州・沖縄を合わせた面積の約1.3倍に匹敵し、道南圏、道央圏、道北圏、道東圏は、それぞれ一つの県や地方に相当する面積、人口を有している。また、札幌の位置する道央圏を除くと、各圏域に人口10万人以上の中核都市が1つずつ広域に分散している。

出典：北海道高速道路建設促進期成会



(4) まちづくりの推進と中核的組織に対する支援の強化（国・道・市町村）【新規】

- 都市機能の適正配置と社会的機能の向上
- まちづくりの中核的組織としての商店街への支援
- 生活の安全を守る拠点となる機能の拡充支援

中心市街地は、これまで行政機能や商業機能が集積する場所として、公共的な生活インフラの役割を担ってきており、人口減少や高齢化が進展する中、コンパクト化を見据えた都市機能の適正配置や街なか居住の促進など、地域課題の解決やライフスタイルの変化等に対応し、地域住民やコミュニティのニーズに応えた役割・人が集まる場所としての社会的機能を、より一層高める取組を推進すること。

そのためには、まちづくりを支える組織の存在が重要となるが、とりわけ商店街は、買物やサービス提供の場としてだけではなく、防犯活動や災害時の復旧支援、高齢者対策や子育て活動、文化の伝承の場として、今後さらに多様なニーズに応える活動が期待されているため、中核的な組織と位置づけ、商店街が行うまちづくりの取組や活動を支援すること。

また、ガソリンスタンド等の施設が、地域の生活や経済活動を守るエネルギー供給機能を維持できるよう支援を拡充すること。

Ⅱ 物価高騰対策

中小企業・小規模事業者にとって、為替不安や不安定な世界情勢に伴う、エネルギー・原材料価格の高騰は、収益を大きく圧迫し、事業の継続や雇用の維持に大きな影響を及ぼしているため、物価高騰の抑制やコスト削減に対する支援とともに、適正な取引環境の確保による十分な価格転嫁が円滑に行えるよう、制度的・実務的な支援策を講じるよう強く求めるものである。

(1) エネルギー・原材料価格の高騰抑制に係る支援（国・道・市町村）

- ガソリン税の暫定税率の廃止
- 「燃料油価格定額引下げ措置」と「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の継続

事業活動に必要なエネルギー・原材料価格の高騰の長期化は、幅広い業種で経費の増加となり、利益圧迫が経営に大きな影響を及ぼしている。

このため、燃料油価格激変緩和対策事業から組み直された「燃料油価格定額引下げ措置」、9月使用分をもって終了する「電気・ガス料金負担軽減支援事業」及び重点支援地方交付金による特別高圧電力補助の継続支援はもとより、ガソリン税の暫定税率を廃止し、エネルギーコストの抑制を図ること。また、原材料価格等の高騰抑制対策や原材料費等の高騰に伴うコストへの対応のための設備導入、新製品・新商品の開発等に向けた支援対策や優遇措置など、物価高騰への経済対策を強力に実施すること。

(2) 価格転嫁に関する支援（国・道）

- 民間発注等の「商習慣」是正による価格転嫁の実効性向上と継続的な取引の監視・調査の実施
- 中小企業団体中央会を活用した支援の強化と団体協約締結権の活用・周知

本年5月に「下請代金支払遅延等防止法」及び「下請中小企業振興法」の一部を改正する法律が成立し、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止など「構造的な価格転嫁」の実現を進めているところであるが、その施行において、これまで容認せざるを得なかった民間の指値発注等「商慣習」の是正のほか、円滑な価格交渉のための支援の充実など、価格転嫁を促す枠組みの取組を実効性あるものとし、特に、賃上げに伴う労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう監視・調査を実施するなど、円滑な価格転嫁と取引の適正化が実現するよう支援すること。

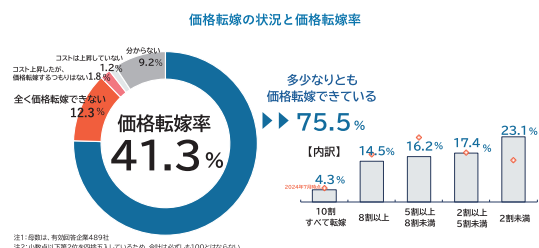
また、上記法律改正における衆参両院の附帯決議に盛り込まれた、中小企業団体中央会の活用による支援の強化とともに、中小企業組合に付与される団体協約締結権の活用について、積極的な働きかけによる周知と運用改善を行うこと。

○ 参考（価格転嫁に関する道内企業）

帝国データバンクの調査では、コストの上昇分に対して『多少なりとも価格転嫁できている』道内企業は75.5%となった。「2割未満」が23.1%で唯一2割を超え、「2割以上5割未満」が17.4%、「5割以上8割未満」が16.2%と続いた。

他方、「全く価格転嫁できない」企業は12.3%と前回（2024年7月）から2.2ポイント増加し今回の調査で増加に転じた。

出典：帝国データバンク札幌支店「価格転嫁に関する道内企業の実態調査（2025年2月）」



Ⅲ 積極的な事業活動を支える環境整備

1. 人手不足・人材育成対策

地域産業の人手不足は、人口減少、少子高齢化や働き手の流出による労働力人口の減少、新規学卒者等の若年者の非現業志向・離職率の高さなどにより拍車がかかっている。

このような中、中小企業・小規模事業者は、働き手を確保し事業継続を図るとともに、「働き方改革」や「年収の壁」への対応にも取り組む必要があることから、地域の実情を踏まえたきめ細かな、人手不足・人材育成対策を総合的に講じることを求めるものである。

(1) 働き方改革に係る対応支援の拡充（国・道）

- 本道の特性を踏まえた働き方改革の啓発、指導、監視の実行
- 設備投資・業務改善など実情に即した補助金・助成金の拡充

時間外労働時間の上限規制や年次有給休暇取得の義務化、育児・介護休業への対応が求められる中、季節による繁閑差といった本道の地域事情や、変形労働時間制の採用など、完全週休２日制を実施できない業種に対する求職者の理解促進のための周知・啓発を行うこと。

また、全ての事業者が働き方改革へ円滑に対応できるよう、中小企業・小規模事業者への設備投資・業務改善など実情に即した補助金や助成金を拡充すること。

(2) 「年収の壁」の抜本的対策（国）

- 税・社会保障制度の抜本的改革

最低賃金の上昇に伴い、パートタイマーが「年収の壁」を理由に就労時間を抑制し、結果として労働力の不足する事態が生じており、段階的な法改正を進めているところであるが、さらに事業継続のために、所得税の課税最低限の更なる見直しや社会保険上の扶養の見直しなど、税・社会保障制度の抜本的改革を行い、働く人材と事業者への負担軽減を図るとともに制度の簡素化と周知徹底を図ること。

(3) 地域の就業対策と技術・技能人材の育成・承継支援（国・道・市町村）

- 職業観・就業意識の醸成に向けた産学官連携の強化と教育現場の体験支援
- 女性・高齢者など多様な人材活用のための総合的支援策

新規学卒者などの若年者の非現業志向や離職率の高さ、あわせて中堅人材の不足などの課題に対応するため、学齢期からの職業観・就業意識の醸成に向けた産学官連携の強化と教育現場における技能大会や現場体験の機会を拡充すること。

加えて、高齢化に伴い技術・技能の承継が急がれることから、人材養成や資格取得のための助成を行うほか、週休2日制以外の職場が敬遠されるなど、変形労働時間制等への理解不足もあることから、職場の理解促進に向けた支援を行うこと。また、女性や高齢者の就業環境整備や雇用に積極的な中小企業・小規模事業者へのマッチング支援など、多様な人材の活用に向けた総合的支援策の強化を行うこと。

*工業系教育機関による全国大会、技能大会等への参加に対し、業界団体として中小企業組合が支援

(4) 地域における外国人材の育成・確保（国・道・市町村）

- 技能実習制度と育成就労制度の業種指定の整合
- 転籍要件など地方の中小企業者への配慮
- 受入監理団体としての協同組合の役割の継続

外国人実習生等をはじめとする外国人労働者は、人口減少や少子高齢化に伴い、地域の基幹産業の生産活動に大きく貢献している。

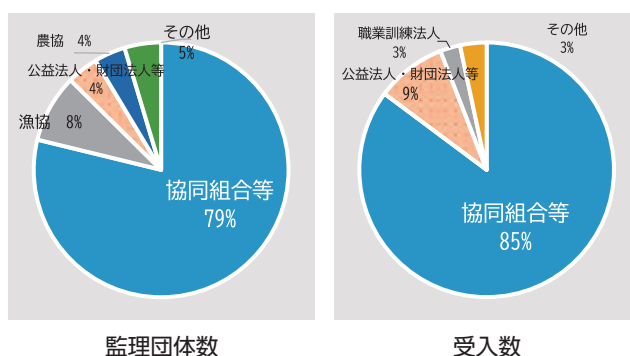
技能実習制度から「育成就労制度」への移行にあたっては、これまで活用してきた事業者が排除されないよう業種の指定を行う必要があるほか、転籍要件などの地方の中小企業に配慮した運用や、監理団体として大きな役割を担っている協同組合の技能修得支援や生活支援が、引き続き実施されるよう、2027年予定の施行に向けて運用等の早期の整備と速やかな情報提供を行うこと。

○ 参考（技能実習生の監理団体数・受入数）

北海道の調査では、技能実習制度の監理団体は、協同組合等79%、漁協8%、公益法人等4%、農協4%となった。

受入人数では、協同組合等が85%を占めている。

出典：北海道「外国人技能実習制度に係る受入状況調査2023年度調査報告書」（2024年11月）



(5) 「特定地域づくり事業協同組合」の積極的な活用（国・道・市町村）

- 組合制度の積極的な活用と財政支援の拡充
- 都道府県過疎地域等政策支援員の活用
- 地域おこし協力隊員等との連携による運営

人口減少や基幹産業が衰退した地域経済の活性化を図るため、地域産業の維持や新産業の創出、働き手の確保に貢献し、地域の交流人口と移住・定住の促進にもつなげる「特定地域づくり事業協同組合」の取組を促進するとともに、都道府県過疎地域等政策支援員の活用を図ること。

また、組合の立ち上げから経営基盤の安定までの財政支援の拡充と、支援金の非課税取扱や交付金対象上限額及び補助率の引上げなど制度の見直しを行うとともに、積極的な周知と地域おこし協力隊員等との連携による、地域のマルチワーカー確保のための支援策についても拡充すること。

○ 参考（道内の特定地域づくり事業協同組合の状況）

<table> <tr><td>組合名</td><td>初山別事業協同組合【新規設立】</td></tr> <tr><td>設立日/認定日</td><td>令和4年1月14日/令和4年3月14日</td></tr> <tr><td>事業開始</td><td>令和4年4月</td></tr> <tr><td>組合員/派遣職員</td><td>10人/3人</td></tr> <tr><td>派遣業務内容</td><td>ゴミ収集業務、キャンプ場管理・草刈り業務 除雪業務、塗装・板金作業・軽作業業務 福祉事業補助業務、浄化センター管理業務 ホタテ稚貝出荷作業等、農作業業務、サービス業</td></tr> <tr><td>組合事務局</td><td>事務局長1名</td></tr> </table>	組合名	初山別事業協同組合【新規設立】	設立日/認定日	令和4年1月14日/令和4年3月14日	事業開始	令和4年4月	組合員/派遣職員	10人/3人	派遣業務内容	ゴミ収集業務、キャンプ場管理・草刈り業務 除雪業務、塗装・板金作業・軽作業業務 福祉事業補助業務、浄化センター管理業務 ホタテ稚貝出荷作業等、農作業業務、サービス業	組合事務局	事務局長1名	<table> <tr><td>組合名</td><td>中頓別町特定地域づくり事業協同組合【新規設立】</td></tr> <tr><td>設立日/認定日</td><td>令和3年11月26日/令和4年2月22日</td></tr> <tr><td>事業開始</td><td>令和4年4月</td></tr> <tr><td>組合員/派遣職員</td><td>13人/2人</td></tr> <tr><td>派遣業務内容</td><td>コテージ清掃・管理、牛乳製造、決算関連事務 道路パトロール、エアコン清掃・除雪、厨房清掃・配膳 製本等業務、牧場業務（搾乳）カフェ接客、薪製造</td></tr> <tr><td>組合事務局</td><td>事務所は役場内に設置、事務局長1名（町職員が兼務） 事務員2名（町職員が兼務）</td></tr> </table>	組合名	中頓別町特定地域づくり事業協同組合【新規設立】	設立日/認定日	令和3年11月26日/令和4年2月22日	事業開始	令和4年4月	組合員/派遣職員	13人/2人	派遣業務内容	コテージ清掃・管理、牛乳製造、決算関連事務 道路パトロール、エアコン清掃・除雪、厨房清掃・配膳 製本等業務、牧場業務（搾乳）カフェ接客、薪製造	組合事務局	事務所は役場内に設置、事務局長1名（町職員が兼務） 事務員2名（町職員が兼務）
組合名	初山別事業協同組合【新規設立】																								
設立日/認定日	令和4年1月14日/令和4年3月14日																								
事業開始	令和4年4月																								
組合員/派遣職員	10人/3人																								
派遣業務内容	ゴミ収集業務、キャンプ場管理・草刈り業務 除雪業務、塗装・板金作業・軽作業業務 福祉事業補助業務、浄化センター管理業務 ホタテ稚貝出荷作業等、農作業業務、サービス業																								
組合事務局	事務局長1名																								
組合名	中頓別町特定地域づくり事業協同組合【新規設立】																								
設立日/認定日	令和3年11月26日/令和4年2月22日																								
事業開始	令和4年4月																								
組合員/派遣職員	13人/2人																								
派遣業務内容	コテージ清掃・管理、牛乳製造、決算関連事務 道路パトロール、エアコン清掃・除雪、厨房清掃・配膳 製本等業務、牧場業務（搾乳）カフェ接客、薪製造																								
組合事務局	事務所は役場内に設置、事務局長1名（町職員が兼務） 事務員2名（町職員が兼務）																								
<table> <tr><td>組合名</td><td>なよろ地域づくり事業協同組合【新規設立】</td></tr> <tr><td>設立日/認定日</td><td>令和4年2月14日/令和4年3月14日</td></tr> <tr><td>事業開始</td><td>令和4年4月</td></tr> <tr><td>組合員/派遣職員</td><td>5人/2人</td></tr> <tr><td>派遣業務内容</td><td>旅客運送業務（タクシー及びバス） 穀類乾燥施設業務、農作業（牛育成）</td></tr> <tr><td>組合事務局</td><td>事務局長1名 （道北なよろ農業協同組合からの出向）</td></tr> </table>	組合名	なよろ地域づくり事業協同組合【新規設立】	設立日/認定日	令和4年2月14日/令和4年3月14日	事業開始	令和4年4月	組合員/派遣職員	5人/2人	派遣業務内容	旅客運送業務（タクシー及びバス） 穀類乾燥施設業務、農作業（牛育成）	組合事務局	事務局長1名 （道北なよろ農業協同組合からの出向）	<table> <tr><td>組合名</td><td>下川事業協同組合【既存組合に事業追加】</td></tr> <tr><td>設立日/認定日</td><td>昭和25年2月27日/令和3年2月22日</td></tr> <tr><td>事業開始</td><td>令和3年3月</td></tr> <tr><td>組合員/派遣職員</td><td>18人/4人</td></tr> <tr><td>派遣業務内容</td><td>食料品小売・販売業務、監視業務 木材・木製品製造生産設備制御、食料品製造</td></tr> <tr><td>組合事務局</td><td>理事長1名、職員2名</td></tr> </table>	組合名	下川事業協同組合【既存組合に事業追加】	設立日/認定日	昭和25年2月27日/令和3年2月22日	事業開始	令和3年3月	組合員/派遣職員	18人/4人	派遣業務内容	食料品小売・販売業務、監視業務 木材・木製品製造生産設備制御、食料品製造	組合事務局	理事長1名、職員2名
組合名	なよろ地域づくり事業協同組合【新規設立】																								
設立日/認定日	令和4年2月14日/令和4年3月14日																								
事業開始	令和4年4月																								
組合員/派遣職員	5人/2人																								
派遣業務内容	旅客運送業務（タクシー及びバス） 穀類乾燥施設業務、農作業（牛育成）																								
組合事務局	事務局長1名 （道北なよろ農業協同組合からの出向）																								
組合名	下川事業協同組合【既存組合に事業追加】																								
設立日/認定日	昭和25年2月27日/令和3年2月22日																								
事業開始	令和3年3月																								
組合員/派遣職員	18人/4人																								
派遣業務内容	食料品小売・販売業務、監視業務 木材・木製品製造生産設備制御、食料品製造																								
組合事務局	理事長1名、職員2名																								
<table> <tr><td>組合名</td><td>浜益特定地域づくり事業協同組合【新規設立】</td></tr> <tr><td>設立日/認定日</td><td>令和4年3月25日/令和4年4月25日</td></tr> <tr><td>事業開始</td><td>令和4年5月</td></tr> <tr><td>組合員/派遣職員</td><td>9人/5人</td></tr> <tr><td>派遣業務内容</td><td>漁労作業・水産養殖作業、農作業 養畜業、飲食業務、サービス業</td></tr> <tr><td>組合事務局</td><td>事務局長1名、事務員1名</td></tr> </table>	組合名	浜益特定地域づくり事業協同組合【新規設立】	設立日/認定日	令和4年3月25日/令和4年4月25日	事業開始	令和4年5月	組合員/派遣職員	9人/5人	派遣業務内容	漁労作業・水産養殖作業、農作業 養畜業、飲食業務、サービス業	組合事務局	事務局長1名、事務員1名													
組合名	浜益特定地域づくり事業協同組合【新規設立】																								
設立日/認定日	令和4年3月25日/令和4年4月25日																								
事業開始	令和4年5月																								
組合員/派遣職員	9人/5人																								
派遣業務内容	漁労作業・水産養殖作業、農作業 養畜業、飲食業務、サービス業																								
組合事務局	事務局長1名、事務員1名																								
<table> <tr><td>組合名</td><td>ニセコ移住ワーク協同組合【新規設立】</td></tr> <tr><td>設立日/認定日</td><td>令和7年6月27日/令和7年7月10日</td></tr> <tr><td>事業開始</td><td>令和7年8月(予定)</td></tr> <tr><td>組合員/派遣職員</td><td>4人/3人</td></tr> <tr><td>派遣業務内容</td><td>飲食店業務、飲食料品小売業務 宿泊業務、酒類製造業務</td></tr> <tr><td>組合事務局</td><td>事務局長1名</td></tr> </table>	組合名	ニセコ移住ワーク協同組合【新規設立】	設立日/認定日	令和7年6月27日/令和7年7月10日	事業開始	令和7年8月(予定)	組合員/派遣職員	4人/3人	派遣業務内容	飲食店業務、飲食料品小売業務 宿泊業務、酒類製造業務	組合事務局	事務局長1名	<table> <tr><td>組合名</td><td>しりうち地域づくり協同組合【新規設立】</td></tr> <tr><td>設立日/認定日</td><td>令和6年4月1日/令和6年4月26日</td></tr> <tr><td>事業開始</td><td>令和6年6月</td></tr> <tr><td>組合員/派遣職員</td><td>17人/5人</td></tr> <tr><td>派遣業務内容</td><td>農業、農協施設業務、除雪業務</td></tr> <tr><td>組合事務局</td><td>事務所は役場内に設置、事務局長1名 非常勤職員2名</td></tr> </table>	組合名	しりうち地域づくり協同組合【新規設立】	設立日/認定日	令和6年4月1日/令和6年4月26日	事業開始	令和6年6月	組合員/派遣職員	17人/5人	派遣業務内容	農業、農協施設業務、除雪業務	組合事務局	事務所は役場内に設置、事務局長1名 非常勤職員2名
組合名	ニセコ移住ワーク協同組合【新規設立】																								
設立日/認定日	令和7年6月27日/令和7年7月10日																								
事業開始	令和7年8月(予定)																								
組合員/派遣職員	4人/3人																								
派遣業務内容	飲食店業務、飲食料品小売業務 宿泊業務、酒類製造業務																								
組合事務局	事務局長1名																								
組合名	しりうち地域づくり協同組合【新規設立】																								
設立日/認定日	令和6年4月1日/令和6年4月26日																								
事業開始	令和6年6月																								
組合員/派遣職員	17人/5人																								
派遣業務内容	農業、農協施設業務、除雪業務																								
組合事務局	事務所は役場内に設置、事務局長1名 非常勤職員2名																								

* 認定組合 道内7組合（全国124組合）〔令和7年7月11日時点〕

2. 地域経済対策

本道経済は、長期化する物価高騰や円安などから、地域の経済情勢は依然として厳しい状況となっていることに加え、賃上げや人口減少による人手不足への対応、デジタル化・グリーン化などの社会環境変化への対応が求められている状況にある。

このため、地域の担い手である中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化し、地域経済全体を底上げすることができる対策を積極的に講じることを求めるものである。

(1) 地域実情を踏まえた最低賃金の設定（国・道）

➤ 「地方最低賃金審議会」の自主性を尊重したデータに基づく設定

中小企業・小規模事業者は、エネルギー・原材料価格高騰により、厳しい状況の中、身を削りながら賃上げへの対応を余儀なくされており、最低賃金については「地域最低賃金審議会」の自主性を尊重し、データによる明確な根拠のもと地域の経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映した水準にするとともに、賃上げを実施した中小企業・小規模事業者への補助金や助成金など、賃上げを後押しする支援策の更なる拡充を行うこと。

また、最低賃金が改定された場合は、公共事業等の設計労務単価に速やかに反映させるほか、民間工事に対しても同様に反映するよう指導を行うこと。

(2) 新たな産業創出効果の全道への波及（国・道）

➤ 全道の中小企業・小規模事業者へ効果を波及させるための可視化や具体的な方策の提示と実施

本年 4 月に試作ラインを稼働したラピダスは、北海道への経済波及効果について 2036 年度までの累計で最大 18.8 兆円との試算があり、地域の雇用創出や経済の活性化、技術革新が期待される。

また、2024 年 6 月に選定された北海道・札幌市の「GX 金融・資産運用特区」は、北海道の高い GX ポテンシャルと札幌市の国際的金融都市としての可能性等から、GX 関連投資として 40 兆円規模の投資が見込まれており、同様に雇用・経済への効果のほか、脱炭素社会の実現への貢献効果が期待されている。

一方で、工場建設に伴い、技術者等の人材不足や人材集中に加え、道内地域格差の拡大が懸念されているほか、特区については、中小企業・小規模事業者が、その取組を実感し前向きに取り組むための情報等が不足しているため、取組事例の提示など効果の可視化や効果が広く波及するための具体的な方策を実施すること。

(3) 物流・建設業に係る「2024年問題」への支援（国・道）

- 地域特性に応じた労働時間規制の柔軟な特例措置の検討
- 事業者の実情を踏まえた支援と助成の拡充

本道の物流・建設業は、広大な地域と厳しい気象条件から、「2024 年問題」の影響を強く受けている。特に、冬季は積雪等による作業効率の低下や長距離移動が必要な現場による時間外労働の制限から、人手不足や納期等の遅延を招いており、地域経済や住民生活への影響も懸念される。

事業継続のためには、価格転嫁のほか労働時間規制に柔軟性を持たせる特例措置の検討や冬季・長距離対応のための追加支援、人材確保に向けた助成制度の強化など、地域特性や事業者の実情を踏まえたきめ細かな支援を行うこと。

(4) 低廉で低炭素なエネルギーの安定供給の推進（国・道）

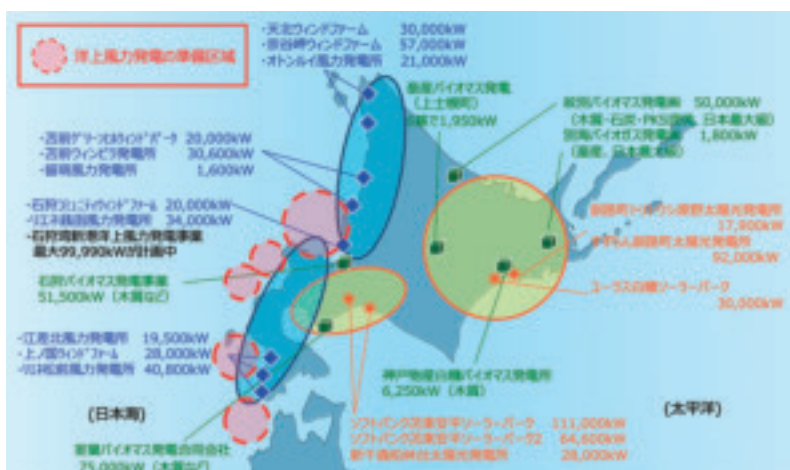
- 多様な電源構成に向けた対策強化と送電網の拡張
- 納得感のある料金値下げを前提とした原子力の活用
- 変革を求められる業界のロードマップの提示

本道においては、新たな産業創出により、今後、電力需要の増加が見込まれることから、風力、バイオマス、水力、地熱等の地域特性を活かした、再生可能エネルギーの効果的な活用を促進し、あわせて安全性の確保と地域の理解、さらに納得感のある料金値下げを前提とした原子力の活用など、多様な電源構成に向けた対策を強化するとともに、送電網の拡張を行うこと。

また、石油業界等のエネルギー供給における位置付けを明確にし、変革を求められる業界のロードマップを示すほか、災害に強いエネルギー分散配置とグリーン社会実現のための、設備投資等に対する補助金や融資等の拡充を行うこと。

○ 参考（北海道の主な再生可能エネルギーの状況）

北海道の冷涼な気候・豊富な再生エネルギーを活用したデジタル×ゼロカーボンの加速に伴い、北海道の主な再生可能エネルギー状況は、風力発電、中小水力発電、太陽光発電のポテンシャルが、全国1位となり、2030年度以降は、大型の洋上風力発電が稼働予定。



出典：北海道データセンターポータルサイト「再生可能エネルギー」抜粋

3. 中小企業・小規模事業者対策

中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える存在として地域を活性化させ、発展に導く重要な役割を果たしてきたが、人口減少を背景とした少子高齢化による社会環境や産業構造の変革など事業環境の変化に伴い、その活力の低下が懸念される。

地域の閉塞感を打開し、持続的発展を可能にするためには、中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化させることが重要であることから、その妨げとなっている問題を解決するためのきめ細やかで実効性のある対策を積極的に講じることを求めるものである。

(1) 中小企業連携組織対策の支援策拡充（国・道・市町村）

- 北海道小規模企業振興方策への「中小企業・小規模事業者の組織化」の明記
- 中小企業連携組織の活用を重視した施策の実行
- 事業予算の確保・拡充

中小企業・小規模事業者が直面する、人手不足や事業承継、最低賃金の引上げ、働き方改革、生産性向上などの課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う中小企業連携組織による共同事業の取組が重要となっており、地域経済に果たす役割は極めて大きいものとなっていることから、令和4年度に新たに策定した「北海道小規模企業振興方策」の展開方向に、中小企業・小規模事業者の組織化を盛り込むとともに、中小企業連携組織の活用を重視した施策を実行すること。

あわせて、中小企業団体中央会が唯一の専門支援機関として、地域の持続可能性を高め、組合や組合員企業に寄り添った課題解決へ取り組むための伴走型支援が強く求められていることから、中小企業連携組織対策事業予算の十分な確保と拡充をすること。

(2) 事業継続に向けた切れ目のない支援（国・道・市町村）

- 事業継続のための必要な資金供給、既存融資の条件変更・借換の柔軟な対応

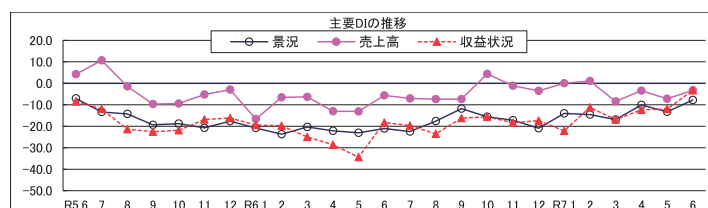
物価高騰や人手不足に加え、トランプ米政権による相互関税（トランプ関税）の導入による世界情勢不安から、事業経営は不透明な状況となっている。

景気回復を想定した借入金の返済が厳しい状況などから、中小企業・小規模事業者の事業継続のためには、必要な資金の供給、既存融資の返済期間の延長等の条件変更や借換など、事業者の実態に応じた柔軟な対応によって、その克服を支援する必要があることから施策の強化を行うこと。

○ 参考（道内景況主要 DI の推移）

前年同月の比較では、「景況」、「売上高」、「収益状況」のすべてが減少した。

5月から6月の推移では、「景況」、「売上高」、「収益状況」のすべてにおいて増加した。



出典：北海道中央会「情報連絡員レポート」（2025年6月）

(3) 賃上げにつながる生産性向上への支援策拡充（国・道）

- 「ものづくり補助金」及び「省力化投資補助金」の補助上限額を増額及び恒久的事業としての実施
- 経営資源が脆弱な事業者への伴走支援

「ものづくり補助金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上や経営力強化など、前向きな設備投資を促進し、これまで地域経済の活性化に大きな効果をもたらしているほか、「省力化投資補助金」は、補助金利用の選択肢を増やすことにより活用が期待されている。しかし、物価高騰に伴い導入機器の価格が上昇していることから、各補助金の上限額の増額を行い利用促進を図ること。

また、継続的な賃上げ、人手不足、働き方改革、デジタル化、グリーン化など、事業者が次々と求められる経営環境変化への対応には、これらの補助金は必要な施策であることから、恒久的な事業としての取組を実施すること。

加えて、経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者の積極的な取組を支援するため、人材・資金を機動的に活用できるサポート体制を整備すること。

*〔道内採択状況：ものづくり補助金〕

交付決定件数：3,477 件・交付決定額 28,918,797 千円（令和 7 年 6 月 20 日時点）

(4) 事業承継円滑化対策の支援強化（国）

- 最適な承継を促すための相談窓口・マッチングシステムの充実
- 納税猶予制度の要件緩和と特例承継計画の提出期限延長、「事業承継・M & A 補助金」の継続実施

地域経済の維持・継続を図っていくためには、中小企業・小規模事業者の事業承継が不可欠なことから、親族間承継や従業員・役員承継（MBO）のみならず、地域及び地域外の第三者承継（M & A）など、最適な承継を促すための相談窓口やマッチングシステムの充実を図ること。

また、相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和と手続を簡素化するほか、令和 8 年 3 月 31 日の特例承継計画の提出期限の延長や「事業承継・M & A 補助金」を継続措置し、特に地域の小規模事業者に対する積極的な支援を行うこと。

(5) 消費税インボイス制度の対応に係る支援（国・道）

- 事業者への影響の実態把握及び負担軽減支援

令和 5 年 10 月から施行されている消費税インボイス制度は、中小企業・小規模事業者にとって多大な負担が生じ、対応できない小規模な事業者の事業継続を困難にする恐れがあることから、継続的に導入後の事業者への影響の実態把握を行うとともに、事業者の負担軽減を図るための支援策を拡充すること。

(6) デジタル化に向けた支援（国・道・市町村）

- 中小企業連携組織の優位性を活用した啓蒙普及とリスキリング支援
- キャッシュレス決済の普及によるデジタル化の推進

デジタル化への対応を求められている中小企業・小規模事業者は、人材や情報が不足していることから、中小企業連携組織の優位性を活用した、デジタル社会に適応するための啓蒙普及とリスキリングによるデジタル人材育成等の研修や派遣等の支援措置のほか、キャッシュレス決済の普及によるデジタル化を促すために、設備投資時に活用できる IT 導入補助金等の支援策の拡充や手数料の負担軽減措置を行うこと。

(7) 事業継続計画（BCP）等策定支援の拡充（国・道・市町村）

- 積極的な策定を促す周知啓発と費用補助等の拡充
- 商店街機能の活用のための策定支援策

頻発する災害や世界情勢不安などから「事業継続計画（BCP）」及び国が認定する「事業継続力強化計画」策定の必要性が高まっている。しかし、大企業に比べて時間的、経済的な余裕が少ない中小企業・小規模事業者の取組は依然として進んでいない状況にあることから、積極的な策定を促す周知啓発に加えて、個別の取組に対する支援や費用補助等の拡充を行うこと。

また、商店街においては、災害時等の来街者の安全確保や避難誘導、共同施設の管理など、商店街の特性を踏まえたエリアとしての計画が必要なことから、その策定に対する支援策を講じること。

* 北海道中央会では、会員組合及び組合員企業に対し専門家を派遣し計画策定を支援

(8) 中小企業振興基本条例の制定促進（道・市町村）

- 地域特性を踏まえた振興策の拠り所となる条例制定促進

地域を活性化し、持続的発展を実現するためには、その主体である中小企業・小規模事業者の振興が不可欠であることから、各自治体において地域特性を踏まえた振興策の拠り所となる中小企業振興基本条例の制定や状況に応じた見直しを行うなど、積極的な振興策の展開を図ること。

* 道内 75 市町村制定（21 市 48 町 6 村）〔令和 6 年 9 月時点〕

4. 官公需対策

国の「中小企業者に関する国等の契約の方針」と、道の「中小企業等に対する受注機会の確保に関する推進方針」により、受注機会の増大のための手立てを講じているものの、契約現場では認知度が低いため、発注部局や市町村に対して周知徹底するほか、官公需適格組合の利用促進を求めるものである。

(1) 官公需の受注機会確保及び少額随意契約の積極的活用（国・道・市町村）

- 「方針」の徹底と地元事業者の受注機会の確保
- 地元への優先発注と分離・分割発注、少額随意契約の活用
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の活用

国及び道の「方針」を契約現場に徹底し、発注時期や発注量の平準化に努めるとともに、実行状況を管理監督し、不十分な場合は是正勧告を行うほか、受注実績のない新規の中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に努め、地元事業者への優先発注を進めること。

また、国及び地方自治体は、分離・分割発注及び少額随意契約の積極的な活用に努めるとともに、約半世紀ぶりに引き上げとなった適用限度額については、物価上昇等の経済環境に留意し継続的に見直しを行うこと。

あわせて、予定価格の積算は、受注者が事業継続可能な収益を確保できるよう、最新の実勢価格などを踏まえ、適正な単価設定に努め、特に市況の変動が激しい燃料、原材料単価は十分に配慮し、人件費率の高い役務などの契約は、最低賃金改定に合わせて人件費単価を速やかに見直すなど、柔軟に対応するとともに、競争入札の採算を度外視した入札を防止した適正価格での受注可能となるよう、最低制限価格制度を適用するほか、低入札価格調査制度も積極的に活用すること。

＊少額随意契約の基準額引き上げ：令和 7 年 4 月 1 日施行

(2) 官公需適格組合制度の積極的活用（国・道・市町村）

- 官公需適格組合制度の周知徹底と活用促進

地域の中小企業・小規模事業者で構成する官公需適格組合は、地域貢献度が高く地域に精通しているものの、認知度が低い発注機関が散見されることから、国、地方自治体の全ての契約現場に周知徹底するとともに、発注機関と官公需適格組合との意見交換の場を設け認識を高めること。

また、国や地方自治体などと協定を締結している石油販売業をはじめ、水道、電気等のライフラインを確保する事業者など、地元の官公需適格組合及びその組合員事業者に対して、一定の優遇措置として平時から取引を行い連携を図るとともに、災害からの復旧・復興に当たっては官公需適格組合等との緊急随意契約の実施などにより積極的に制度を活用すること。

5. 商店街対策

商店街は、専門性を持つ異業種の集積として、買物やサービス提供の場としてだけでなく、コミュニティを支える公共的な高度生活インフラの役割を担っているため、商店街組織の運営、取組や活動に対し中長期的な支援を行うことを求めるものである。

(1) 法人格を持った商店街組織に対する措置（国・道・市町村）

- 法人組織の商店街への優遇措置支援
- 共同施設の改修整備に対する支援策

法人格を持った商店街組織は、明確な責任体制のもと納税などを含めた社会的責務を果たし、地域経済において重要な役割を担っている。

しかしながら、支援施策は任意組織も対象となることから、法人組織の解散や組織化を阻む状況が生じており、法人税など税収増につながる法人組織化の勧奨、支援の差別化など、法人組織に対する優遇策を講じるとともに、任意組織の法人化に向けた指導を行うこと。

また、商店街の共同施設の改修整備に対する支援のほか、商店街が行う地場産業を核としたにぎわいづくりや、消費喚起のためのアプリケーションを活用したスタンプラリー、デジタル商品券事業等の支援策による集客力向上と交流人口の拡大など、地域価値の向上や資産価値の保全のための取組に対し、商店街ごとの特性・地域性を考慮した適切な支援を行うこと。

(2) 組織の運営強化に向けた支援（国・道・市町村）

- 地域商店街の継続のための支援策を措置

商店街は、住民の身近な存在として安定的な商品・サービスの提供、安全・安心で快適な地域社会づくりやにぎわいの創出などに積極的に取り組んでいるが、地域の高齢化や組合員数の減少から運営が立ち行かなくなることが懸念されているが、こうした活動を継続・発展させていくため、後継者や新たな担い手、新規起業者のほか、事務局機能の強化に資する人材の確保と維持運営に対する支援施策を強力に行うこと。

(3) 固定資産税の負担軽減（国・道・市町村）

- 負担調整措置による上限引き下げ等の軽減措置恒久化

地価が相対的に高い商業地の固定資産税は、担税力の乏しい赤字や収益性の低い中小企業・小規模事業者に対しても一律に課せられる負担が極めて重いことから、令和8年度まで延長となっている税率引下げや負担調整措置による上限の引下げなど、軽減措置の恒久化を図ること。

